

# 地域防災計画（原子力災害対策編）

## 作成マニュアル（市町村分）

昭和 5 5 年 9 月  
（平成元年 1 0 月一部改訂）  
（平成 5 年 3 月一部改訂）  
（平成 1 2 年 6 月一部改訂）  
（平成 2 4 年 1 2 月一部改訂）  
（平成 2 5 年 3 月一部改訂）  
（平成 2 5 年 7 月一部改訂）

内 閣 府

消 防 庁

## 地域防災計画（原子力災害対策編）市分

### 目 次

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
1．市（町村）の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	1
2．市（町村）における他の災害対策との関係	2
3．計画の修正	2
第3節 計画の周知徹底	2
第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	2
第5節 計画の基礎とするべき災害の想定	3
第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	3
第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	4
1．原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施	4
2．放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施	5
第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	5
第2章 原子力災害事前対策	7
第1節 基本方針	7
第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理	7
第3節 立入検査と報告の徴収	7
第4節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携	8
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	8
第6節 情報の収集・連絡体制等の整備	9
1．情報の収集・連絡体制の整備	9
2．情報の分析整理	11
3．通信手段・経路の多様化	15
第7節 緊急事態応急体制の整備	16
1．警戒態勢をとるために必要な体制等の整備	17
2．災害対策本部体制等の整備	18
3．対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制	18
4．長期化に備えた動員体制の整備	19
5．防災関係機関相互の連携体制	19
6．消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊	20
7．自衛隊との連携体制	20
8．広域的な応援協力体制の拡充・強化	20

9．対策拠点施設.....	21
10．モニタリング体制等.....	21
11．専門家の派遣要請手続き.....	22
12．放射性物質による環境汚染への対処のための整備.....	22
13．複合災害に備えた体制の整備.....	22
14．人材及び防災資機材の確保等に係る連携.....	23
第8節 避難収容活動体制の整備.....	23
1．避難計画の作成.....	23
2．避難所等の整備.....	25
3．災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備.....	27
4．学校等施設における避難計画の整備.....	28
5．不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成.....	29
6．住民等の避難状況の確認体制の整備.....	29
7．居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備.....	29
8．警戒区域を設定する場合の計画の策定.....	30
9．避難場所・避難方法等の周知.....	30
第9節 緊急輸送活動体制の整備.....	31
1．専門家の移送体制の整備.....	31
2．緊急輸送路の確保体制等の整備.....	31
第10節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備.....	31
1．救助・救急活動用資機材の整備.....	31
2．救助・救急機能の強化.....	31
3．緊急被ばく医療活動体制等の整備.....	31
4．安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備.....	32
5．消火活動用資機材等の整備.....	34
6．防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備.....	34
7．物資の調達、供給活動.....	35
8．大規模・特殊災害における救助隊の整備.....	35
第11節 住民等への的確な情報伝達体制の整備.....	35
第12節 行政機関の業務継続計画の策定.....	37
第13節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信... ..	37
第14節 防災業務関係者の人材育成.....	39
第15節 防災訓練等の実施.....	40
1．訓練計画の策定.....	40
2．訓練の実施.....	41
3．実践的な訓練の実施と事後評価.....	42
第16節 原子力施設上空の飛行規制.....	43
第17節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応.....	43
第18節 災害復旧への備え.....	44
第3章 緊急事態応急対策.....	45

第1節	基本方針	45
第2節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	45
1.	特定事象等発生情報等の連絡	45
2.	応急対策活動情報の連絡	47
3.	一般回線が使用できない場合の対処	49
4.	放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	49
第3節	活動体制の確立	49
1.	市(町村)の活動体制	49
2.	原子力災害合同対策協議会への出席等	51
3.	専門家の派遣要請	52
4.	応援要請及び職員の派遣要請等	52
5.	自衛隊の派遣要請等	53
6.	原子力被災者生活支援チームとの連携	53
7.	防災業務関係者の安全確保	54
第4節	屋内退避、避難収容等の防護活動	55
1.	屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施	55
2.	避難場所	59
3.	広域一時滞在	62
4.	安定ヨウ素剤の予防服用	62
5.	災害時要援護者等への配慮	63
6.	学校等施設における避難措置	64
7.	不特定多数の者が利用する施設における避難措置	64
8.	警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置	64
9.	飲食物、生活必需品等の供給	65
第5節	治安の確保及び火災の予防	65
第6節	飲食物の出荷制限、摂取制限等	66
第7節	緊急輸送活動	66
1.	緊急輸送活動	66
2.	緊急輸送のための交通確保	68
第8節	救助・救急、消火及び医療活動	69
1.	救助・救急及び消火活動	69
2.	医療措置	69
第9節	住民等への的確な情報伝達活動	70
1.	住民等への情報伝達活動	70
2.	住民等からの問い合わせに対する対応	72
第10節	自発的支援の受入れ等	72
1.	ボランティアの受入れ	72
2.	国民等からの義援物資、義援金の受入れ	72
第11節	行政機関の業務継続に係る措置	73
第4章	原子力災害中長期対策	75

第1節	基本方針	75
第2節	緊急事態解除宣言後の対応	75
第3節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	75
第4節	放射性物質による環境汚染への対処	75
第5節	各種制限措置の解除	76
第6節	災害地域住民に係る記録等の作成	76
1.	災害地域住民の記録	76
2.	災害対策措置状況の記録	76
第7節	被災者等の生活再建等の支援	76
第8節	風評被害等の影響の軽減	77
第9節	被災中小企業等に対する支援	77
第10節	心身の健康相談体制の整備	77

市町村地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアル（総則）

計画	注
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設）及び事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって市（町村）民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>1. 市（町村）の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画</p> <p>この計画は、市（町村）の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び県の地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に</p>	<p>この計画の実効性を確保するため、計画立案の段階から専門家や県内の担当機関、担当部署等が参画し、機関部署が具体的に実施すべき事項や連携する事項等を具体的に確認、検討し作成するものとする。</p> <p>各市町村に係る原子力施設等に即して記述すること。</p> <p>この計画を作成又は修正するにあたっては、県の協力の下、県の地域防災計画に抵触することのないよう留意するものとする。原子力事業者が作成する原子力事業者防災業務計画が、この計画に抵触しないように協議において調整を行うものとする。</p>

計画	注
<p>連携を図った上で作成されたものである。</p> <p>市（町村）等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。</p> <p>2. 市（町村）における他の災害対策との関係</p> <p>この計画は、「市（町村）地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「市（町村）地域防災計画（共通編、編）」に拠るものとする。</p> <p>3. 計画の修正</p> <p>この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は市（町村）の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。</p> <p>第3節 計画の周知徹底</p> <p>この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市（町村）民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。</p> <p>第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針</p> <p>地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原</p>	<p>市町村が整備している他の関連する災害対策の計画編の名称を追記する。</p> <p>この計画の修正手続は、地方防災会議における審議を経て行われる。</p>

計画	注
<p>災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成 年 月 日改訂）を遵守するものとする。</p> <p>第5節 計画の基礎とするべき災害の想定</p> <p>原子力災害対策を実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。</p> <p>以下省略</p> <p>第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲</p> <p>防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安をふまえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。</p> <p>【原子力発電所の場合】</p> <p>実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに地域の範囲を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防的防護措置を準備する区域 ( P A Z : Precautionary Action Zone )</li> <li>・ 緊急時防護措置を準備する区域 ( U P Z : Urgent Protective Action planning Zone )</li> </ul> <p>【原子力発電所以外の原子力施設の場合】</p>	<p>放出形態を記述するにあたっては、原子力施設の特性等を把握し、原子力災害対策指針を参照して定めるものとする。</p> <p>現状、原子力発電所のみを対象としているため、【原子力発電所の場合】と【原子力発電所以外の原子力施設の場合】に分けて記述している。</p> <p>原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の考え方及び各原子力施設における P A Z、U P Z の目安の距離（半径）は、原子力災害対策指針を参照されたい。</p> <p>实用発電用原子炉以外の原子力災害対策重点区域の目安の距離（半</p>

計画	注			
<p>以下に示す基準をもとに地域の範囲を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実用発電用原子炉以外の原子力災害対策重点区域</li> </ul> <p>この考え方を踏まえ、本市（町村）において原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="237 563 728 756"> <tr> <td data-bbox="237 563 728 659">原子力災害対策を重点的に実施すべき地域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 659 728 707"> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 707 728 756"> </td> </tr> </table> <p>第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施</p> <p>1. 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施</p> <p>PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が以下に示す区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施することとする。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってPAZの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な</p>	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域			<p>径)は、原子力災害対策指針及び別添1を参照されたい。</p> <p>本編又は資料編等に地図を添付すること。</p> <p>原子力施設が複数存在し、原子力災害対策を実施すべき地域が異なる場合には、原子力施設に応じて表を複数設定すること。</p> <p>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域が原子力事業者の敷地内に包含される場合は、事故時の放射性物質又は放射線の影響が、敷地外へ及ぶ可能性はほとんどないことから、住民避難に関する項目、安定ヨウ素剤に関する項目などについては、必ずしも作成しなければならないものではない。また、モニタリングについては、敷地外へ影響が及んでいないことを確認する観点から敷地境界周辺でのモニタリングを行うものとする。</p> <p>防護措置実施のフローの例については、原子力災害対策指針及び別添2を参照されたい。</p> <p>原子力災害対策指針においては、原子力施設の状態に基づく緊急事態区分として以下の3区分が示された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警戒事態</li> <li>・ 施設敷地緊急事態</li> <li>・ 全面緊急事態</li> </ul> <p>原子力災害対策指針においては、緊急事態区分を判断するための基準として、従前より原災法等に基づき運用している施設の状態等を適</p>
原子力災害対策を重点的に実施すべき地域				

計画	注
<p>防護措置を実施することがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒事象（特定事象（原災法10条事象）に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等）</li> <li>・特定事象</li> <li>・原子力緊急事態（原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態）</li> </ul> <p>また、UPZにおいては、原子力緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施することとする。</p> <p>2．放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施</p> <p>放射性物質が環境へ放出された場合、UPZ及びUPZ外においては、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとする。</p> <p>第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>原子力防災に関し、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、市（町村）地域防災計画（共通編）第 章 節に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次</p>	<p>用するとしていることから、警戒事態は警戒事象に、施設敷地緊急事態は特定事象に、全面緊急事態は原子力緊急事態に、それぞれ概ね対応するものとなっている。したがって、マニュアル上においては、警戒事象、特定事象、原子力緊急事態という用語を使用するものとする。实用発電用原子炉に係る原子炉施設に関する緊急事態区分及びこれを判断するための緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）の具体的な内容と対応関係については、原子力災害対策指針及び別添3を参照されたい。なお、「立地市町村における震度5弱又は震度5強の地震」が発生した場合は、原子力災害対策指針に示される警戒事態には該当しないものの、国から関係市町村等への連絡等が実施されるので、その旨留意されたい。</p> <p>「緊急時モニタリング」とは、放射性物質あるいは放射線の異常な放出又はそのおそれのある場合に周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報を得るために特別に計画された環境モニタリングをいう。OILと各種防護措置の関係については、原子力災害対策指針及び別添4を参照されたい。</p> <p>市町村、県警察本部、消防本部、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災業務関係機関の連絡窓口、所掌事項を定めること。</p>

計画	注
のとおりとする。 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱・・・略	

市町村地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアル（原子力災害事前対策）

計画	注
<p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。</p> <p>第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理</p> <p>(1) 所在市（町村）は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するものとする。</p> <p>(2) 原子力事業者が県に届け出た、原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、県から写しが送付されてきた場合には受領するものとする。</p> <p>第3節 立入検査と報告の徴収</p> <p>(1) 所在市（町村）は、必要に応じ、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立ち入り検査を実施すること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。</p>	<p>関係周辺市（町村）の場合</p> <p>関係周辺市（町村）は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県から意見聴取を受けた時は、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答するものとする。</p> <p>写しを受領する対象者としては、原災法第8条第4項における関係周辺市町村長が該当する。</p> <p>原災法第31条及び第32条の規定による。</p>

計画	注
<p>(2) 立入検査を実施する所在市(町村)の職員は所在市(町村)長から、立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して、立入検査を行うものとする。</p> <p>第4節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携</p> <p>(1) 市(町村)は、地域防災計画(原子力災害対策編)の作成、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練、緊急事態応急対策等拠点施設(以下「対策拠点施設」という。)の防災拠点としての活用、周辺住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策(避難計画の策定を含む。)、広域連携などを含めた緊急時の対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。</p> <p>(2) 市(町村)は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、県や関係市町村等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、県と連携し、必要に応じて地区の担当として指定された地方放射線モニタリング対策官と連携を図り、実施するものとする。</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>(1) 市(町村)は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅</p>	<p>身分証明書の様式については、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令別記様式第5による。</p> <p>市(町村)のとする緊急時モニタリング実施体制については、独自の緊急時モニタリング体制を組むよりも、県と適切に協力することを通じて緊急時モニタリングセンターに参画することが、効率的・効果的と考えられる。市(町村)の地域防災計画において、緊急時モニタリングにおける県との協力等、緊急時モニタリングに関する必要な記載が含まれる場合には、それをもって緊急時モニタリング計画を作成したものとし、改めて緊急時モニタリング計画の作成することを要しない。</p> <p>被災情報の整理の支援としては、民間事業者の地図情報や航空写真の活用等が考えられる。</p>

計画	注
<p>速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。</p> <p>また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>（２）市（町村）は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。</p> <p>（３）市（町村）は、避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。</p> <p>第６節 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>市（町村）は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。</p> <p>１．情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>（１）市（町村）と関係機関相互の連携体制の確保</p> <p>市（町村）は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知するとと</p>	

計画	注
<p>もに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）</li> <li>・防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先</li> <li>・防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の意味決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）</li> <li>・関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）</li> </ul> <p>（２）機動的な情報収集体制</p> <p>市（町村）は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。</p> <p>（３）情報の収集・連絡にあたる要員の指定</p> <p>市（町村）は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図るものとする。</p> <p>（４）非常通信協議会との連携</p>	<p>情報収集先は指定地方公共機関（都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人）等が想定される。</p>

計画	注
<p>市（町村）は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。</p> <p>（５）移動通信系の活用体制</p> <p>市（町村）は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。</p> <p>（６）関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築</p> <p>市（町村）は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。</p> <p>２．情報の分析整理</p> <p>（１）人材の育成・確保及び専門家の活用体制</p> <p>市（町村）は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。</p> <p>（２）原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進</p> <p>市（町村）は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。</p>	<p>各機関の有している防災要員及び防災資機材についての情報も相互に把握しておくものとする。</p> <p>市町村、国、県その他防災関係機関の資料は、それぞれ整合性のあるものとする。</p>

計画	注
<p>(3) 防災対策上必要とされる資料</p> <p>市(町村)は、国、県及び原子力事業者と連携して応急対策の的確な実施に資するため、以下のような原子力施設(事業所)に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、対策拠点施設に適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。</p> <p>また、市(町村)は社会環境に関する資料等を災害対策本部設置予定施設に適切に備え付けるものとする。</p> <p>&lt; 整備を行うべき資料の例 &gt;</p> <p>原子力施設(事業所)に関する資料</p> <p>ア 原子力事業者防災業務計画</p> <p>イ 原子力事業所の施設の配置図</p> <p>社会環境に関する資料</p> <p>ア 種々の縮尺の周辺地図</p> <p>イ 周辺地域の人口、世帯数(原子力事業所との距離別、方位別、災害時要援護者等の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。)</p> <p>ウ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び空港</p>	<p>これらの資料は、電源喪失の影響を受けない媒体と閲覧手段を用いつつ、保存及び更新を行うこと。</p> <p>国が対策拠点施設に備え付ける資料は、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令第3条に規定する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力事業者防災業務計画</li> <li>・原子力事業所の施設の構造等を記載した書類</li> <li>・保安規定の写し</li> <li>・原子力事業所の施設の配置図</li> </ul> <p>などである。</p> <p>市町村は、 の資料については、国が対策拠点施設に備え付ける資料から、必要なものの写しを災害対策本部に備え付けるものとする。</p> <p>( ) 原子力施設から半径〇km以内の市町村別、方位別、距離別の世帯数と人口及び傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などのいわゆる災害時要援護者等の概要</p> <p>( ) 観光等の入込客の季節的な人口分布等</p> <p>( ) 原子力施設から半径〇km以内の幅員別道路図</p>

計画	注
<p>等交通手段に関する資料(道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。)</p> <p>エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画(位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。)</p> <p>オ 周辺地域の配慮すべき施設(幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、障害者支援施設、刑務所等)に関する資料(原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。)</p> <p>カ 緊急被ばく医療施設に関する資料(初期被ばく医療施設、二次被ばく医療施設それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等)</p> <p>キ 対策拠点施設周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料</p> <p>ア 周辺地域の気象資料(過去 年間の周辺測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等)</p> <p>イ モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定候補地点図、及</p>	<p>( ) 大型ヘリコプタ - の発着可能な場所、面積、発着可能機数</p> <p>( ) 原子力施設から半径〇 k m以内の橋と重量制限</p> <p>( ) 原子力施設から半径〇 k m以内の港湾と入港可能な船舶トン数</p> <p>( ) J R等の鉄道部門が有する防災計画で定める緊急時輸送力及び平常時の時刻表</p> <p>( ) 平常時の交通状況等</p> <p>原子力施設から半径〇 k m以内についての資料を整理する。</p>

計画	注
<p>び環境試料採取の候補地点図</p> <p>ウ 線量推定計算に関する資料</p> <p>エ 平常時環境放射線モニタリング資料</p> <p>オ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料</p> <p>カ 農林水産物の生産及び出荷状況 防護資機材等に関する資料</p> <p>ア 防護資機材の備蓄・配備状況</p> <p>イ 避難用車両の緊急時における運用体制</p> <p>ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料</p> <p>ア 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む）</p> <p>イ 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）</p> <p>ウ 状況確認および対策指示のための関係機関の連絡体制表 避難に関する資料</p> <p>ア 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）</p> <p>イ 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を</p>	<p>各種線量換算係数、飲食物の摂取量等、線量推定計算に用いる数値はあらかじめ特定しておくことが望ましい。</p> <p>平常時のバックグラウンド測定結果を過去数年にわたってまとめたもの等</p> <p>原子力施設から○k m以内の水源地、上水場等飲料水供給施設状況等</p>

計画	注
<p>前提とした市町村間の調整済のもの)</p> <p>3. 通信手段・経路の多様化</p> <p>市(町村)は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。</p> <p>市町村防災行政無線の整備</p> <p>市町村防災行政無線については、移動系防災無線未設置市町村の解消に努めるとともに、同報系の設置を推進する。なお、この場合、同報系にあっては、可聴範囲外地域の解消に努めるものとする。</p> <p>災害に強い伝送路の構築</p> <p>市(町村)は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。</p> <p>機動性のある緊急通信手段の確保</p> <p>市(町村)は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。</p> <p>災害時優先電話等の活用</p> <p>市(町村)は、電気通信事業者により提供されている災害時優先</p>	<p>緊急時通信連絡網に伴う諸設備等としては、本文の例示によるもののほか、ファクシミリ、コンピュータ、テレビ会議システム等があげられる。</p>

計画	注
<p>電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。</p> <p>通信輻輳の防止</p> <p>市（町村）は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。</p> <p>このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、国（総務省）と事前の調整を実施するものとする。</p> <p>非常用電源等の確保</p> <p>市（町村）は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して設置等を図るものとする。</p> <p>保守点検の実施</p> <p>市（町村）は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うこと。</p> <p>第7節 緊急事態応急体制の整備</p> <p>市（町村）は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。</p> <p>また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。</p>	<p>必要に応じて、移動電源車の派遣要請を記載するものとする。</p> <p>原子力施設の異常事態の把握及び緊急事態応急対策の実施に関し、原子力事業者、国、地方公共団体がとることが想定される措置等については、原子力災害対策指針及び別添5を参照されたい。</p>

計画	注
<p>1. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備</p> <p>(1) 警戒態勢をとるために必要な体制</p> <p>市(町村)は、警戒事象(立地道府県において震度5強以下の地震が発生した場合を除く。以下、この節及び第3章第2節4.以降において同じ。)又は特定事象発生 of 通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿(衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む)等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。</p> <p>(2) 対策拠点施設における立ち上げ準備体制</p> <p>市(町村)は、警戒事象又は特定事象発生 of 通報を受けた場合、直ちに国及び県と協力して、対策拠点施設における立ち上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害現地対策本部の事務局機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。</p> <p>(3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制</p> <p>国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設において開催する際、これに市(町村)の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、対策拠点施設への派遣手段等を定めておくものとする。</p>	<p>マニュアル等の作成にあたり、対策拠点施設への職員の派遣等、国との連携が必要な事項については、原子力防災専門官と調整をするものとする。</p> <p>マニュアルを作成した場合、職員に周知するとともに、定期的に訓練等を行い、活動手順、使用資機材の取り扱い等の習熟、職員間及び関係機関との連携について徹底を図るものとする。</p>

計画	注
<p>2. 災害対策本部体制等の整備</p> <p>市（町村）は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、市（町村）長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。また、必要に応じて、現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。</p> <p>また、市（町村）は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。</p> <p>3. 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制</p> <p>市（町村）は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県、関係周辺都道府県とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会は対策拠点施設に設置することとされている。同協議会は、国の現地災害対策本部、県及び市町村のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表</p>	<p>原災法22条第1項の規定による。</p> <p>災害対策本部及び現地災害対策本部等の設置場所</p> <p>原則として災害対策本部は市（町村）庁舎内又は対策拠点施設に、現地災害対策本部は対策拠点施設に設置するものとする。なお、市（町村）庁舎内に対策拠点施設がある場合は、災害対策本部が現地災害対策本部の性格を併せ持つことになる。</p> <p>職務権限</p> <p>本部長、本部員が参集するまでの措置、参集できない場合の専決、代決規程その他について運営要領に定めておくこと。</p> <p>参集配備体制</p> <p>参集配備体制については、原子力施設の立地状況、職員の役割・職階、原子力災害の特性、市（町村）職員の居住地等の事情を踏まえ定めること。</p> <p>あらかじめ市（町村）長の委任を受けられる事項が明確な場合は、定めておくものとする。</p> <p>「原子力災害合同対策協議会は、原子力緊急事態解除宣言が発出された後も、原子力災害事後対策について相互に協力するための組織としてなお存続するものとされている。</p>

計画	注
<p>者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全基盤機構、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、市（町村）は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。</p> <p>また、対策拠点施設において、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け国、県、関係周辺都道府県、市町村、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、市（町村）はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。</p> <p>4．長期化に備えた動員体制の整備</p> <p>市（町村）は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。</p> <p>5．防災関係機関相互の連携体制</p> <p>市（町村）は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらか</p>	

計画	注
<p>じめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。</p> <p>6．消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊</p> <p>市（町村）は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。</p> <p>7．自衛隊との連携体制</p> <p>市（町村）は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求するものとする。</p> <p>また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平常時よりその想定を行っておくものとする。</p> <p>8．広域的な応援協力体制の拡充・強化</p> <p>市（町村）は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町村</p>	<p>応援協定の締結については、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結についても考慮する。</p> <p>原子力事業者との緊急時における協力の内容等については、原子力事業者防災業務計画で定めておくものとするが、その他必要な事項が</p>

計画	注
<p>間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。</p> <p>また、市（町村）は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行うほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>なお、広域応援協定等の締結状況は別表のとおりである。</p> <p>別表・・・・・・・・略</p> <p>9．対策拠点施設</p> <p>(1)市（町村）は、原災法第12条の規定により、対策拠点施設の指定又は変更について、内閣総理大臣から意見を求められた場合は、意見を内閣総理大臣に提出するものとする。</p> <p>(2)市（町村）は、国及び県とともに対策拠点施設を地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。</p> <p>10．モニタリング体制等</p> <p>緊急時モニタリングのために、原子力規制委員会の統括により、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセ</p>	<p>ある場合には、協定等を締結しておくものとする。</p> <p>所在市（町村）及び当該対策拠点施設の所在地を管轄する市（町村）のみ</p> <p>市（町村）のとする緊急時モニタリング実施体制については、独自の緊急時モニタリング体制を組むよりも、県に適切に協力することを通</p>

計画	注
<p>ンターは、原子力規制委員会、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等の要員により編成され、これらの要員が連携して緊急時モニタリング等を実施する。また、上記以外の関係省庁(海上保安庁等)はその支援を行う。</p> <p>市(町村)は、緊急時モニタリングセンターの実施する緊急時モニタリングにおいて、県をはじめとする関係機関との協力・連携体制の整備、事故時の連絡体制の整備、必要に応じて緊急時モニタリング計画の作成等を行うものとする。</p> <p>11. 専門家の派遣要請手続き</p> <p>市(町村)は、原子力事業者より警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>12. 放射性物質による環境汚染への対処のための整備</p> <p>市(町村)は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備(人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等)を行うものとする。</p> <p>13. 複合災害に備えた体制の整備</p> <p>市(町村)は国及び県と連携し、複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認</p>	<p>じて緊急時モニタリングセンターに参画することが、効率的・効果的と考えられる。市(町村)の地域防災計画において、緊急時モニタリングにおける県との協力等、緊急時モニタリングに関する必要な記載が含まれる場合には、それをもって緊急時モニタリング計画を作成したものとし、改めて緊急時モニタリング計画の作成することを要しない。</p> <p>原災法第10条第2項の規定による。 手続きについては、原災法施行令第5条の規定による。</p>

計画	注
<p>識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。</p> <p>また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。</p> <p>14. 人材及び防災資機材の確保等に係る連携</p> <p>市（町村）は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。</p> <p>第8節 避難収容活動体制の整備</p> <p>1. 避難計画の作成</p> <p>市（町村）は、国、県及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画を作成するものとする。</p>	<p>避難は、その実施状況等により、以下の2つの類型に分類される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難(evacuation)：空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施する防護措置</li> <li>・一時移転(temporary relocation)：緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する防護措置</li> </ul> <p>U P Zにおける避難計画の作成においては、O I Lの値に基づく避</p>

計画	注
<p>【原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域（P A Z）を含む市（町村）】</p> <p>原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成し、特定事象発生時にはP A Z圏内の災害時要援護者等の避難、原子力緊急事態宣言発出時には直ちにP A Z圏内の住民等の避難が可能な体制を構築するものとする。</p> <p>【原子力災害対策指針に基づく緊急時防護措置を準備する区域（U P Z）を含む市（町村）】</p> <p>原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画を策定するものとする。</p> <p>【共通】</p> <p>避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とする。なお、個別の市（町村）の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって市（町村）の間の調整を図るものとする。</p> <p>なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。</p>	<p>難方法（evacuationかtemporary relocationか）の選択手続き及びそれぞれの避難方法に基づく具体的な実施措置内容について定めるものとする。</p>

計画	注
<p>2. 避難所等の整備</p> <p>(1) 避難所等の整備</p> <p>市(町村)は、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に、避難やスクリーニング等の場所をその管理者の同意を得て避難所等としてあらかじめ指定するものとする。</p> <p>また、市(町村)は避難場所の指定にあたっては、風向等の気象条件により避難場所が使用できなくなる可能性を考慮し、国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。</p> <p>なお、避難やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備</p> <p>市(町村)は、県等と連携し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努めるものとする。また、市(町村)は、県と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。</p> <p>(3) コンクリート屋内退避体制の整備</p> <p>市(町村)は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結</p>	<p>市(町村)の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合には、周辺市町村においても避難所の整備に努めるものとする。</p> <p>これらの設備は、原子力災害のためだけのものではなく、その他災害のためのものと兼用する形でよい。</p>

計画	注
<p>市（町村）は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。また、市（町村）は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</p> <p>（５）応急仮設住宅等の整備</p> <p>市（町村）は、国、県、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。</p> <p>（６）被災者支援の仕組みの整備</p> <p>市（町村）は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p> <p>（７）避難場所における設備等の整備</p> <p>市（町村）は、県と連携し、避難場所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等にも配</p>	

計画	注
<p>慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。</p> <p>( 8 ) 物資の備蓄に係る整備</p> <p>市(町村)は、県と連携し、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難場所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。</p> <p>3 . 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備</p> <p>( 1 ) 市(町村)は、県の協力のもと、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦など災害時要援護者等及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。</p> <p>災害時要援護者等及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者等に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。</p> <p>災害時要援護者等及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備するものとする。</p>	

計画	注
<p>避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に一層努めるものとする。</p> <p>(2) 市(町村)は、県の協力のもと、災害時要援護者等及び一時滞在者の避難誘導を行う。また、平常時より、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、災害時要援護者等に関する情報の共有を図るとともに、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図るものとする。また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。</p> <p>なお、市(町村)は、県の助言のもと、これらの検討を踏まえ、災害時要援護者等避難支援計画等の整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 病院等医療機関の管理者は、県及び市(町村)と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。</p> <p>(4) 社会福祉施設の管理者は、県及び市(町村)と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。</p> <p>4. 学校等施設における避難計画の整備</p> <p>学校等施設の管理者は、県及び市(町村)と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生(以下「生徒等」という。)の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責</p>	<p>災害時要援護者の避難支援ガイドライン及び福祉避難所設置・運営に関するガイドラインを参考とする。</p> <p>市(町村)は、病院等医療機関による患者の移送に関し、必要と想定される支援内容等について、あらかじめ病院等医療機関の管理者と協議しておくこと。</p> <p>市(町村)は、社会福祉施設による入所者等の移送に関し、必要と想定される支援内容等について、あらかじめ社会福祉施設の管理者と協議しておくこと。</p> <p>市(町村)は、学校等施設による生徒等の移送に関し、必要と想定される支援内容等について、あらかじめ学校等施設の管理者と協議しておくこと。</p>

計画	注
<p>任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。</p> <p>また、市（町村）は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。</p> <p>5．不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成</p> <p>地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県、所在市町村及び関係周辺市町村と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。</p> <p>6．住民等の避難状況の確認体制の整備</p> <p>市（町村）は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。</p> <p>なお、避難状況の確実な把握に向けて、市（町村）が指定した避難場所以外に避難をする場合があることに留意する。</p> <p>7 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備</p> <p>市（町村）は県の支援の下、居住地以外の市町村に避難する被</p>	

計画	注
<p>災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。</p> <p>8．警戒区域を設定する場合の計画の策定</p> <p>市（町村）は、国と連携して警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。</p> <p>9．避難場所・避難方法等の周知</p> <p>市（町村）は、避難、スクリーニング、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。市（町村）は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、警戒事象及び特定事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。</p>	

計画	注
<p>第9節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>1. 専門家の移送体制の整備</p> <p>市(町村)は、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力(最寄の空港・ヘリポートの場所や指定手続き、空港等から現地までの先導体制等)について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。</p> <p>2. 緊急輸送路の確保体制等の整備</p> <p>市(町村)は、市(町村)の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。</p> <p>第10節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備</p> <p>1. 救助・救急活動用資機材の整備</p> <p>市(町村)は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるものとする。</p> <p>2. 救助・救急機能の強化</p> <p>市(町村)は県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</p> <p>3. 緊急被ばく医療活動体制等の整備</p> <p>市(町村)は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚</p>	<p>所在市町村、関係周辺市町村以外の市町村においても、必要に応じて、道路管理体制等の整備を図るものとする。</p> <p>「等」とは、バス、広報車等をいう。</p> <p>資機材には、汚染地域で活動する防災業務関係者等の救急活動を実施するための者の防護装備が含まれる。</p> <p>(救急・災害医療機関の役割、被ばく医療体制との整合性等に係る</p>

計画	注
<p>染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。</p> <p>4. 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備</p> <p>市（町村）は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、P A Z内及びP A Z外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにP A Z外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくものとする。</p> <p>【事前配布体制の整備】</p> <p>(1) 市（町村）は、県と連携し、事前配布用の安定ヨウ素剤を庁舎、保健所、医療施設、学校等の公共施設において管理するとともに、事前配布後における住民による紛失や一時滞在者に対する配布等に備え、予備の安定ヨウ素剤の備蓄を行うものとする。</p> <p>(2) 市（町村）は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うにあたっては、県と連携し、対象となる住民向けの説明会を開催し、原則として医師による説明を行うものとする。また、説明会の開催に併せ、調査票や問診等により、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。</p>	<p>内容の充実に関するより具体的な事項については、検討の上、補足参考資料などの形で別途示すこととする。)</p> <p>「P A Z外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域」としては、E A Lの設定内容に応じてP A Z内と同様に予防的な即時避難を実施する可能性のある地域、避難の際に配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等が想定される。</p> <p>(安定ヨウ素剤の予防服用に関するより具体的な事項については、検討の上、補足参考資料などの形で別途示すこととする。)</p> <p>備蓄する安定ヨウ素剤については、使用期限である3年ごとに更新を行うこと。</p> <p>説明会に参加できない住民に対しては、別途説明の場を設けるなど、代替措置を併せて講じるものとする。</p> <p>説明会等においては、安定ヨウ素剤の配布等を円滑に行うため、必要に応じて薬剤師に医師を補助等させるなどの措置を講じるものとする。</p> <p>説明会における説明事項としては、以下のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配布目的</li> <li>・ 予防効果</li> </ul>

計画	注
<p>(3) 市(町村)は、県と連携し、説明会において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布するものとする。</p> <p>(4) 市(町村)は、県と連携し、住民に事前配布した安定ヨウ素剤については、使用期限である3年ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布するものとする。また、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努めるものとする。</p> <p>【緊急時における配布体制の整備】</p> <p>(1) 市(町村)は、県と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に關与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適</p>	<p>・服用指示の手順及びその連絡方法</p> <p>・配布後の保管方法</p> <p>・服用時期</p> <p>・禁忌者やアレルギーを有する者に生じうる健康被害、副作用、過剰服用による影響等の留意点</p> <p>・事前配布された安定ヨウ素剤を紛失した住民等に対する追加配布方法</p> <p>・使用期限が到来する安定ヨウ素剤の更新方法</p> <p>・配布された安定ヨウ素剤を他の者に譲り渡さない旨の指示 など歩行困難である等のやむを得ない事情により説明を受けられない住民に対し、家族等を通じて安定ヨウ素剤を配布するための手続きを併せて準備しておくこと。</p> <p>「配布及び服用に關与する医師」は、安定ヨウ素剤の配布及び服用を行う現場に立ち会い、安定ヨウ素剤を服用させてよいかどうかの判断、服用に伴う副作用発生時における応急措置や医療機関への搬送手続きなどの対応を行うものとする。</p>

計画	注
<p>切な場所に備蓄しておくものとする。</p> <p>(2)市(町村)は、県と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。</p> <p><b>【共通事項】</b></p> <p>市(町村)は、県が整備する安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた救急医療体制の整備に協力するとともに、体制の整備に努めるものとする。</p> <p>5. 消火活動用資機材等の整備</p> <p>市(町村)は、平常時から県、原子力事業者等と連携を図り、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備を行うものとする。</p> <p>6. 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備</p> <p>(1)市(町村)は、国及び県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。</p> <p>(2)市(町村)は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のた</p>	<p>緊急時における時間的制約等により、配布及び服用の現場に医師を立ち合わせることができない場合における、薬剤師に協力を求める等の代替の配布手続き等について、あらかじめ定めておくこと。</p> <p>備蓄する安定ヨウ素剤については、使用期限である3年ごとに更新を行うこと。</p> <p>安定ヨウ素剤を備蓄する場所の選定にあたっては、配布場所への迅速な配備が可能となるよう留意すること。</p>

計画	注
<p>め、平常時より、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>7. 物資の調達、供給活動</p> <p>(1) 市(町村)は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 市(町村)は、国、県と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。</p> <p>8. 大規模・特殊災害における救助隊の整備</p> <p>県は国と連携し、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。</p> <p>第11節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>(1) 市(町村)は、国及び県と連携し、警戒事象又は特定事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応の</p>	<p>情報伝達の際の役割等の明確化には、責任の明確化も含むものとする。</p>

計画	注
<p>フェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。</p> <p>(2)市(町村)は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等への確かな情報を常に伝達できるよう、体制、市町村防災行政無線等の無線設備(戸別受信機を含む)、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。</p> <p>(3)市(町村)は、国、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。</p> <p>(4)市(町村)は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び県と連携し、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者等及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>原子力災害の特殊性に鑑み、原子力施設の周辺の住民等が、緊急時に混乱と動揺を起こすことなく、災害対策本部の指示に従って秩序ある行動をとれるように、報道機関の協力も得ながら普段から原子力防災に関する知識の普及及び啓発を行う必要がある。</p> <p>その内容は、住民等が理解しやすく具体的に定めるものとし、かつパンフレット、ビデオ、スライド、ホームページ(インターネット)等の多様性を持たせるとともに訴求効果の高い普及・啓発手段の活用に意を払うことが望ましい。また、視聴覚や言語等の理解能力に困難さを有する災害時要援護者等に対しては、自主防災組織やボランティア等の協力を得て、災害時要援護者等に配慮した普及・啓発方法を工夫するものとする。</p>

計画	注
<p>(5) 市(町村)は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティー放送局、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。</p> <p>第12節 行政機関の業務継続計画の策定</p> <p>市(町村)は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。</p> <p>第13節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信</p> <p>(1) 市(町村)は、国、県及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。</p> <p>放射性物質及び放射線に関すること</p>	<p>学校、職場等の場を活用し、団体の責任者及び構成員に対して、実践に活用できる情報提供を図るものとする。</p> <p>防災教育は防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により実施するものとする。</p> <p>については、避難、屋内退避等の防護措置の実施に関するリスクコミュニケーションを含む。</p>

計画	注
<p>原子力施設の概要に関すること</p> <p>原子力災害とその特性に関すること</p> <p>放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること</p> <p>緊急時に、市（町村）、国及び県等が講じる対策の内容に関すること</p> <p>コンクリート屋内退避所、避難所に関すること</p> <p>災害時要援護者等への支援に関すること</p> <p>緊急時にとるべき行動</p> <p>避難所での運営管理、行動等に関すること</p> <p>(2)市（町村）は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。</p> <p>(3)市（町村）が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等へ十分に配慮することにより、地域において災害時要援護者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(4)市（町村）は、避難状況の確実な把握に向けて、市（町村）が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市（町村）の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものと</p>	

計画	注
<p>する。</p> <p>(5) 市(町村)は、国及び県と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p>(6) 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、市(町村)は国及び県と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。</p> <p>第14節 防災業務関係者の人材育成</p> <p>市(町村)は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。</p> <p>原子力防災体制及び組織に関すること</p>	<p>人材育成にあたっては、全ての関係機関が協調して緊急時対応を取れる体制を構築する必要があることを踏まえ、担当者の能力(放射線の基礎知識、防災体制、防護対策の枠組み、関係機関の役割分担、緊急時対応手順、一般災害の基礎知識を理解していること等)を育成するよう配慮するものとする。</p> <p>については、原子力安全対策及び原子力災害対策に関する事項を</p>

計画	注
<p>原子力施設の概要に関すること  原子力災害とその特性に関すること  放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること  モニタリング実施方法、機器、モニタリングにおける気象予測や  大気中拡散予測の活用に関すること  原子力防災対策上の諸設備に関すること  緊急時に市（町村）、県及び国等が講じる対策の内容  緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること  放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること  その他緊急時対応に関すること</p> <p>第 15 節 防災訓練等の実施</p> <p>1. 訓練計画の策定</p> <p>（1）市（町村）は、国、県、原子力事業者等関係機関の支援のもと、  災害対策本部等の設置運営訓練  対策拠点施設への参集、立ち上げ、運営訓練  緊急時通信連絡訓練  緊急時モニタリング訓練</p>	<p>含むものとする。</p> <p>については、防災資機材の使い方、安定ヨウ素剤の予防服用にあ  たつての注意点に関する事項を含むものとする。</p> <p>については、緊急時モニタリング等の結果の解釈の仕方や予測の  活用の仕方に関する事項を含むものとする。</p> <p>については、スクリーニング作業の実施手順、住民等に対する心  のケアやリスクコミュニケーションに関する事項を含む。</p> <p>訓練計画の策定にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練の目的に応じて適切な訓練のタイプ（通報訓練、初期対応訓練、  机上訓練、総合防災訓練、野外訓練等）及び対象者を選定すること。</li> <li>・事故や対応のスケールを考慮した種々の訓練を計画すること。</li> <li>・訓練目的・達成目標を考慮に入れた長期的かつ体系的な一連の訓令  計画を策定し、適切な間隔で訓練を繰り返し実施するようにすること。</li> </ul> <p>緊急時通信連絡訓練については、通信輻輳時及び途絶時を想定した  通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練  を定期的実施すること。</p> <p>緊急時モニタリング訓練では、緊急事態の規模及び事故の発展を想  定し、これに応じて国が測定の優先順位、対象および方法等を定めた</p>

計画	注
<p>気象予測及び大気中拡散予測の活用訓練  緊急被ばく医療訓練  周辺住民に対する情報伝達訓練  周辺住民避難訓練  消防活動訓練・人命救助活動訓練  等の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を県と共同又は独自に行うものとする。</p> <p>(2) 市(町村)は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に、当該市(町村)が含まれる場合には、市町村は、住民避難及び住民に対する情報提供等市(町村)が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。</p> <p>2. 訓練の実施</p> <p>(1) 要素別訓練等の実施</p> <p>市(町村)は、計画に基づき、国、県、原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的実施するものとする。</p>	<p>緊急時モニタリング実施計画を策定したと仮定して訓練を行うものとする。</p> <p>気象予測及び大気中拡散予測の活用訓練では、これらの予測を、防護措置の検討の参考情報として活用する時の考え方を習得する。</p> <p>緊急被ばく医療訓練又は周辺住民避難訓練には、緊急時における安定ヨウ素剤の配布・服用指示に関する事項を含むものとする。周辺住民等に対する情報伝達訓練においては、伝えられるべき内容、その優先度を勘案して、わかりやすい表現で、誠実に、正確に、時期を逸することなく、情報提供が行われるように実践し、確認するものとする。</p> <p>各要素を組み合わせた訓練とは、例えば、～及び等を組み合わせた訓練を指す。</p> <p>総合的な防災訓練としては、国の支援体制を含めた地域ごとの総合訓練や、国による原子力災害対策本部の立ち上げ等を含めた総合合同訓練が想定される。</p> <p>訓練の対象者としては、国の全ての関係省庁、原子力事業者、地方自治体、指定行政機関や指定公共機関、技術的支援を行う専門機関等の防災担当者が想定されるが、これらに限定されるものではないので、</p>

計画	注
<p>(2) 総合的な防災訓練の実施</p> <p>市(町村)は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画に基づいて必要に応じ住民の協力を得て、国、県、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。</p> <p>3. 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>市(町村)は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会、事業者の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。</p> <p>市(町村)は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。</p> <p>市(町村)は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。</p>	<p>訓練内容などを踏まえて適切な対象者を選定するものとする。</p> <p>チェックすべき項目については</p> <p>災害対策本部設置運営訓練では</p> <p>ア．職員の非常参集時間</p> <p>イ．担当職員不在の場合の代替措置</p> <p>ウ．通信手段の確保</p> <p>エ．必要な資料の準備状況 等</p> <p>住民避難訓練では</p> <p>ア．住民広報の状況</p> <p>イ．住民への周知の徹底</p> <p>ウ．災害時要援護者等に対する措置状況</p> <p>エ．住民の移送状況</p> <p>オ．避難の確認作業の状況 等</p>

計画	注
<p>第 16 節 原子力施設上空の飛行規制</p> <p>原子力施設上空の航空安全確保に関する規制措置については、次のとおりである。</p> <p>飛行規制の状況・・・・・・・・略</p> <p>第 17 節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応</p> <p>核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。</p> <p>( 1 ) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を都道府県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。</p> <p>( 2 ) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。</p> <p>( 3 ) 事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、</p>	

計画	注
<p>人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。</p> <p>(4) 県及び事故発生場所を管轄する市町村は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。</p> <p>第18節 災害復旧への備え</p> <p>市(町村)は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。</p>	

市（町村）地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアル（緊急事態応急対策）

計画	注
<p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>本章は、原子力事業者から警戒事象又は特定事象の通報があった場合の対応及び同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1. 特定事象等発生情報等の連絡</p> <p>(1) 原子力事業者からの警戒事象発生の通報があった場合</p> <p>原子力事業者の原子力防災管理者は、原災法10条に基づく通報事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障あるいはそれに準じる事故・故障が発生した場合は、警戒事象として、原子力規制委員会へ連絡するとともに、市（町村）をはじめ官邸（内閣官房）、県、関係機関等への連絡に備えるものとする。</p> <p>原子力規制委員会は、警戒事象が発生した場合は、原子力規制委員会原子力事故警戒本部から関係省庁、県、所在市町村、関係周辺市町村及び公衆に対し情報提供を行うものとされている。また、PAZを含む市町村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援</p>	<p>これら以外の場合とは、核燃料物質等の輸送時における事故への対応等、当面の間、柔軟な対応を行うにあたって参考とする場合などである。</p>

計画	注
<p>護者等の避難準備、住民防護の準備など被害状況に応じた警戒態勢をとるよう連絡することとされている。</p> <p>市（町村）は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p> <p>（２）原子力事業者からの特定事象発生通報があった場合</p> <p>原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに市（町村）をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、関係周辺都道府県、県警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、市（町村）は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。</p> <p>原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について市（町村）をはじめ官邸（内閣官房）、県、県警察本部及び公衆に連絡するものとされている。また、P A Zを含む市町村に対し、住民の避難準備を行うよう連絡するものとされている。</p> <p>市（町村）は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p> <p>原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、特定事象発生後、</p>	<p>指定地方公共機関への連絡については、県と重複しないよう調整するものとする。</p> <p>関係周辺市（町村）への通報は、県から行うこととされている。通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせは、原則として所在市町村をはじめ原子力規制委員会及び県に限るものとされている。これは、原子力事業者への問い合わせを必要最低限とし、原子力事業者の行う応急対策に支障を生じさせないための規定である。</p> <p>指定地方公共機関への連絡については、県と重複しないよう調整するものとする。</p>

計画	注
<p>直ちに現場の状況等を確認し、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、市（町村）をはじめ国、県に連絡することとされている。</p> <p>2. 応急対策活動情報の連絡</p> <p>(1) 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡</p> <p>原子力事業者は、市（町村）をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、県警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。なお、市（町村）は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。</p> <p>市（町村）は、原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。</p> <p>市（町村）は、指定地方公共機関との間において、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。</p> <p>市（町村）及び県は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。</p>	<p>関係周辺市（町村）への連絡は、県から行うこととされている。</p> <p>原則として、原子力事業者への問い合わせは、所在市町村をはじめ原子力規制委員会及び県に限るものとしている。これは、問い合わせを必要最低限とし、原子力事業者の行う応急対策に支障を生じさせないための規定である。</p> <p>現地事故対策連絡会議が機能する前の原子力規制委員会との連絡は、主として原子力防災専門官を通じて行うものとする。</p>

計画	注
<p>市（町村）は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。</p> <p>（２）原子力緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）</p> <p>原子力規制委員会は、原子力緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。</p> <p>市（町村）は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る県、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、対策拠点施設において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。</p> <p>市（町村）は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、市（町村）が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。</p> <p>原子力防災専門官は、対策拠点施設において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、緊急事態応急対策実施区域に係る市（町村）及び県をはじめ原子力事業者、関係機関等との連絡・調整等を引き続き行うこととされている。</p>	<p>現地事故対策連絡会議が機能した後は、原則として同会議を通じて関係機関相互の連絡をとるものとする。</p>

計画	注
<p>3. 一般回線が使用できない場合の対処 地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。</p> <p>4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動 市(町村)は、あらかじめ定めた緊急時モニタリング計画等に基づき、警戒事象における緊急時モニタリングの準備や施設敷地緊急事態における人員の協力等を通じ、緊急時モニタリングセンターが実施する緊急時モニタリングに参画し、可搬型モニタリングポストの設置等を行うものとする。</p> <p>また、緊急時モニタリングセンターに派遣した職員を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報等の迅速な把握に努めるものとする。</p> <p>第3節 活動体制の確立 1. 市(町村)の活動体制 (1) 事故対策のための警戒態勢 警戒態勢 市(町村)は、警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、事故対策のためあらかじめ定められた警戒態勢をとるものとする。</p>	<p>具体的な対処法に関しては、県及び市町村の通信系の整備状況等を踏まえて検討するものとする。</p> <p>モニタリング情報の他に、気象予測や大気中拡散予測も把握し、対策の検討の参考とする。</p> <p>第2章第7節「緊急事態応急体制の整備」における検討結果等をもとに具体的に記載するものとする。</p>



計画	注
<p>又は市（町村）長が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に市（町村）長を本部長とする災害対策本部を設置するものとする。</p> <p>さらに、原則として、あらかじめ定められた責任ある判断の行える者を長とする現地災害対策本部等を対策拠点施設に設置するものとする。</p> <p>災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準によるものとする。</p> <p>ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。</p> <p>イ 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。</p> <p>（３）災害対策本部等の組織、配備体制及び参集方法等</p> <p>災害対策本部等の組織、構成、配備体制、参集方法、所掌事務等は別表のとおりとする。</p> <p>別表・・・・・・・・略</p> <p>（４）他の災害対策本部等との連携</p> <p>複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。現地対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行うものとする。</p> <p>２．原子力災害合同対策協議会への出席等</p> <p>原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、市（町村）は、あらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子</p>	<p>絡するものとする。</p>

計画	注
<p>力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。</p> <p>原子力災害合同対策協議会の構成員は別表のとおりである。</p> <p>別表・・・・・・・・略</p> <p>また、市（町村）は、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。</p> <p>3．専門家の派遣要請</p> <p>市（町村）は、特定事象発生のお知らせがなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国に対して専門家の派遣を要請するものとする。</p> <p>4．応援要請及び職員の派遣要請等</p> <p>(1) 応援要請</p> <p>市（町村）は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。</p> <p>市（町村）は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。</p> <p>(2) 職員の派遣要請等</p> <p>市（町村）長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要</p>	<p>緊急事態宣言発出時においては、県に対し緊急消防援助隊の応援要請を求めるよう留意するものとする。</p> <p>原災法第28条第3項の規定により、読み替えて適用される災対法第29条第2項の規定による。</p>

計画	注
<p>請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。</p> <p>市（町村）長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。</p> <p>5．自衛隊の派遣要請等</p> <p>市（町村）長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求するものとする。</p> <p>また、市（町村）長は、自衛隊による支援の必要がなくなると認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求するものとする。</p> <p>6．原子力被災者生活支援チームとの連携</p> <p>原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。</p> <p>市（町村）は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの</p>	<p>派遣要請手続きについては、原災法施行令第8条第3項の規定により読み替えて適用される災対法施行令第15条の規定による。</p> <p>原災法第28条第6項の規定による。</p> <p>派遣要請手続きについては、原災法施行令第8条第3項の規定により読み替えて適用される災対法施行令第16条の規定による。</p>

計画	注
<p>総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。</p> <p>7. 防災業務関係者の安全確保</p> <p>市（町村）は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。</p> <p>（1）防災業務関係者の安全確保方針</p> <p>市（町村）は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部（又は現地災害対策本部）及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。</p> <p>また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。</p> <p>（2）防護対策</p> <p>現地災害対策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。</p> <p>市（町村）は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。</p> <p>（3）防災業務関係者の放射線防護</p>	

計画	注
<p>防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行うものとする。</p> <p>市（町村）は県と連携又は独自に職員の被ばく管理を行うものとする。</p> <p>市（町村）の放射線防護を担う班は、対策拠点施設等において、必要に応じ県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請するものとする。</p> <p>市（町村）は、応急対策活動を行う市（町村）の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。</p> <p>市（町村）は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動</p> <p>1. 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施</p> <p>市（町村）は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、屋内退避、避難誘導等の防護活動を実施するものとする。</p> <p>【原子力発電所の場合】</p> <p>（1）市（町村）は、警戒事象発生時には、国の指示又は独自の判断により、P A Z内の傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等に係る予防的防護措置（避難）の準備を</p>	<p>放射線防護に係る基準は、原子力災害対策指針を参考に、防災業務内容等を考慮し、具体的に定めておくこと。</p> <p>現状、原子力発電所のみを対象としているため、【原子力発電所の場合】と【原子力発電所以外の原子力施設の場合】に分けて記述している。</p>

計画	注
<p>行うものとする。</p> <p>(2) 市(町村)は、特定事象(原災法10条事象)発生時には、国の指示又は独自の判断により、PAZ内における予防的防護措置(避難)の準備を行うとともに、PAZ内の傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等に係る予防的防護措置(避難)を行うこととする。また、市(町村)は、国の指示又は独自の判断により、UPZ内における予防的防護措置(屋内退避)の準備を行うこととする。</p> <p>(3) 市(町村)は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言(原災法15条事象)を発出し、PAZ内の避難を指示した場合は、PAZ内の予防的防護措置(避難)を行うこととし、住民等に対する避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。また、市(町村)は、PAZ内の予防的防護措置(避難)の実施に併せ、国の指示又は独自の判断により、原則としてUPZ内における予防的防護措置(屋内退避)を行うこととし、UPZ内の住民等にその旨を伝達するとともに、UPZ外の住民等に対し、必要に応じて、予防的防護措置(屋内退避)を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。</p> <p>また、市(町村)は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から</p>	<p>災害時要援護者等の避難を実施するにあたり、避難者を安全上等のリスクにさらすことなく移動させることが困難であるなど、屋内退避措置を優先させるべきと判断される場合は、屋内退避措置を並行して実施するものとする。</p> <p>乳幼児及び胎児は、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくの健康影響が大人よりも大きいため、安定ヨウ素剤を服用する必要性のない特定事象発生時の段階で、乳幼児及び妊産婦を避難させる必要があることに留意すること。禁忌者等、安定ヨウ素剤を服用できない者や、乳幼児の保護者等についても、同様に留意すること。</p> <p>原災法第15条第3項の規定による内閣総理大臣の指示。</p> <p>国は、地方公共団体の要請等に応じ、住民避難の支援を行うとされている。</p> <p>避難を実施するにあたり、避難者を安全上等のリスクにさらすことなく移動させることが困難であるなど、屋内退避措置を優先させるべきと判断される場合は、屋内退避措置を並行して実施するものとする。</p> <p>「住民避難の支援が必要な場合」とは、市(町村)が属する県での輸送力では不足し他県から輸送手段を調達する場合等、市(町村)が属する県内で対応できない場合である。</p>

計画	注
<p>避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は、国及び県と連携し、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。</p> <p>なお、市（町村）長は、指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。</p> <p>（４）避難対象区域を含む市（町村）は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニングの場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気中拡散予測その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。</p> <p>また、避難対象区域を含む市（町村）は、これらの情報について、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。</p> <p>（５）避難対象区域を含む市（町村）は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確</p>	<p>ここでいう「屋内退避」は、避難すべき状況において避難が困難な場合における屋内退避措置の実施又は継続を含む。</p> <p>OILと各種防護措置の関係については、原子力災害対策指針及び別添４を参照されたい。</p> <p>UPZ及びUPZ外における避難の実施にあたっては、OILの値に基づき、避難方法（避難（evacuation）か一時移転（temporary relocation）か）を選択することとなる（第２章第８節参照）が、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合にあつては、この限りではない。</p> <p>「住民避難の支援が必要な場合」とは、市（町村）が属する県での輸送力では不足し他県から輸送手段を調達する場合等、市（町村）が属する県内で対応できない場合である。</p> <p>災害対策基本法第７２条第１項の規定による。</p>

計画	注
<p>認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。</p> <p>(6) 市(町村)の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県が受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示することとされている。この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所等となる施設を示すこととされている。</p> <p>(7) 市町村は災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。</p> <p>【原子力発電所以外の原子力施設の場合】</p> <p>(1) 市(町村)は、原子力緊急事態宣言が発出された場合において内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。</p> <p>(2) 市(町村)は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、避難所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気中拡散予測その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。</p> <p>(3) 市(町村)は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場</p>	<p>原災法第15条第3項の規定による内閣総理大臣の指示。</p> <p>国は、地方公共団体の要請等に応じ、住民避難の支援を行うとされている。</p> <p>「住民避難の支援が必要な場合」とは、市(町村)が属する県での輸送力では不足し他県から輸送手段を調達する場合等、市(町村)が属する県内で対応できない場合である。</p>

計画	注
<p>合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。</p> <p>(4) 市(町村)の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、県が受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示することとされている。この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所等となる施設を示すこととされている。</p> <p>(5) 市町村は災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。</p> <p>2. 避難場所</p> <p>(1) 避難対象区域を含む市(町村)は、県と連携し、緊急時に必要に応じ避難及びスクリーニング等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設するものとする。</p> <p>(2) 避難対象区域を含む市(町村)は、県と連携し、それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、災害時要援護者等の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市(町村)に提供するものとする。</p> <p>(3) 避難対象区域を含む市(町村)は、県の協力のもと、避難場所にお</p>	<p>災害対策基本法第72条第1項の規定による。</p>

計画	注
<p>ける生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じて、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p>(4) 避難対象区域を含む市(町村)は、県と連携し、避難場所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</p> <p>特に、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p> <p>また、市(町村)は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</p>	

計画	注
<p>なお、市（町村）は県と連携し、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>（５）避難対象区域を含む市（町村）は、県の協力のもと、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。</p> <p>（６）避難対象区域を含む市（町村）は、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</p> <p>（７）避難対象区域を含む市（町村）は、県の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>（８）市（町村）は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受</p>	

計画	注
<p>入りに配慮するものとする。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請するものとする。</p> <p>3．広域一時滞在</p> <p>(1)市(町村)は被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、原則として、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。</p> <p>(2)市(町村)は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域一時滞在について助言を要請するものとする。</p> <p>4．安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>避難対象区域を含む市(町村)は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。</p> <p><b>【事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示】</b></p> <p>(1)安定ヨウ素剤が事前配布されたPAZ内の住民等に対しては、原子力緊急事態宣言が発出された時点で、直ちに、安定ヨウ素剤の服用指示が原子力規制委員会の判断に基づき、原子力災害対策本部又は地方公共</p>	<p>(安定ヨウ素剤の予防服用に関するより具体的な事項については、検討の上、補足参考資料などの形で別途示すこととする。)</p>

計画	注
<p>団体から出されることとされている。</p> <p>(2) 避難対象区域を含む市(町村)は、県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。</p> <p>【緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示】</p> <p>(1) 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することとされている。</p> <p>(2) 避難対象区域を含む市(町村)は、県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手續きによって配布・服用指示を行うものとする。</p> <p>5. 災害時要援護者等への配慮</p> <p>(1) 避難対象区域を含む市(町村)は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難場所での生活に関しては、災害時要援護者等及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要援護者等に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</p>	<p>服用指示の伝達手段としては、市町村における同報系防災行政無線、報道機関の協力によるメディアを通じた伝達などが想定される。</p> <p>「医師の関与」とは、安定ヨウ素剤の配布及び服用を行う現場に医師を立ち合わせ、安定ヨウ素剤を服用させてよいかどうかの判断、服用に伴う副作用発生時における応急措置や医療機関への搬送手続きなどの対応を行わせることである。</p> <p>安定ヨウ素剤の配布等を実施するにあたっては、避難等の防護措置に遅れが生じないように留意すること。</p>

計画	注
<p>(2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。</p> <p>(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。</p> <p>6. 学校等施設における避難措置</p> <p>学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市町村に対し速やかにその旨を連絡するものとする。</p> <p>7. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置</p> <p>地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難させるものとする。</p> <p>8. 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置</p> <p>市(町村)は、警戒区域もしくは避難の勧告又は指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部か</p>	<p>市(町村)が管轄する学校等施設を対象とする。</p> <p>原災法第28条第2項の規定により、読み替えて適用される災対法第63条にいう警戒区域をいう。</p>

計画	注
<p>ら車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。</p> <p>9. 飲食物、生活必需品等の供給</p> <p>(1) 市(町村)は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配が行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者等のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。</p> <p>(2) 被災した市(町村)は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。</p> <p>(3) 被災した市町村及び県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国(物資関係省庁)や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。</p> <p>第5節 治安の確保及び火災の予防</p> <p>市(町村)は、応急対策実施区域及びその周辺(海上を含む。)における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った地域及びその</p>	

計画	注
<p>周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国及び県と協力のうえ、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。</p> <p>第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等</p> <p>(1)市(町村)は、住民等に対するUPZ内の屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合、当該勧告等の対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。</p> <p>(2)市(町村)は、原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲料水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。</p> <p>(3)市(町村)は、原子力災害対策指針に基づいたOILの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国および県の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。</p> <p>第7節 緊急輸送活動</p> <p>1. 緊急輸送活動</p> <p>(1)緊急輸送の順位</p> <p>避難対象区域を含む市(町村)は、緊急輸送の円滑な実施を確保す</p>	<p>地域生産物の範囲については、原子力災害対策指針及び別添4を参照されたい。</p> <p>OILと飲食物摂取制限措置の関係については、原子力災害対策指針及び別添4を参照されたい。</p>

計画	注
<p>るため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。</p> <p>第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数グループのメンバー</p> <p>第2順位 避難者の輸送（PAZ など緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送</p> <p>第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送</p> <p>第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送</p> <p>第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送</p> <p>（2）緊急輸送の範囲</p> <p>緊急輸送の範囲は以下のものとする。</p> <p>緊急輸送の範囲・・・略</p>	<p>緊急輸送の範囲を例示すれば、以下のようなものが考えられる。</p> <p>救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 負傷者、避難者等</p> <p>対応方針を定める少人数のグループのメンバー（国及び県の現地対策本部長、市町村の対策本部長等）緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材</p> <p>コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材</p> <p>食料、飲料水等生命の維持に必要な物資</p>

計画	注
<p>(3) 緊急輸送体制の確立</p> <p>避難対象区域を含む市(町村)は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。</p> <p>避難対象区域を含む市(町村)は、人員、車両等の調達に関して、別表の関係機関のほか、県を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町村に支援を要請するものとするものとする。</p> <p>別表・・・・・・・・略</p> <p>避難対象区域を含む市(町村)は、 によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。</p> <p>2. 緊急輸送のための交通確保</p> <p>避難対象区域を含む市(町村)道路管理者は、交通規制に当たる県警察と、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をと</p>	<p>その他緊急に輸送を必要とするもの</p> <p>原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、市(町村)の災害対策本部、市(町村)の現地災害対策本部等設置時にはその機動力が同時に発揮されるように、その活動の態様に応じた車両、人員の編成を定めるものとする。この場合、国、県、 県トラック協会、バス株式会社、日本通運(株) 支店等との間で事前協議し、連絡手段、確保要請手段等を定めておくことが望ましい。</p> <p>なお、輸送車両の把握管理にあたって災害対策本部内に事務担当者を定め、輸送手段の競合や過不足が生じないように調整するものとする。</p>

計画	注
<p>り、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとるものとする。</p> <p>第8節 救助・救急、消火及び医療活動</p> <p>1. 救助・救急及び消火活動</p> <p>(1) 避難対象区域を含む市(町村)は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) 避難対象区域を含む市(町村)は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。</p> <p>(3) 避難対象区域を含む市(町村)は、市(町村)内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を県に要請するものとする。</p> <p>なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。</p> <p>救急・救助及び火災の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間          応援要請を行う消防機関の種別と人員          市町村への進入経路及び集結(待機)場所          など</p> <p>2. 医療措置</p> <p>市(町村)は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとする。</p>	<p>緊急事態宣言発出時においては、県に対し緊急消防援助隊の応援要請を求めるよう留意するものとする。</p>

計画	注
<p>第9節 住民等への的確な情報伝達活動</p> <p>流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。</p> <p>1. 住民等への情報伝達活動</p> <p>(1) 市(町村)は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行うものとする。</p> <p>(2) 市(町村)は、住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。</p> <p>市(町村)の広報体制・・・略</p> <p>市(町村)が行う広報事項・・・略</p> <p>(3) 市(町村)は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況(原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参</p>	<p>できるだけ専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いることとする。</p> <p>警戒態勢時、災害対策本部設置時等の時系列に沿って市(町村)が行うべき広報事項を定めること。</p> <p>原子力防災対策の実施に際しては、周辺住民の混乱と動揺を避けることが重要であり、そのためにも情報の正確かつ迅速な伝達が重要である。そのため広報の内容は、周辺住民が知りたい事項及び具体的な行動に重点をおいて簡単明瞭な表現とする。</p> <p>放射性物質の大気中拡散予測には、例えばSPEEDIによる単位放出量の放射性物質拡散予測等を活用する。</p>

計画	注
<p>考としての気象予測や放射性物質の大気中拡散予測等)、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市(町村)が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに災害時要援護者等、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。</p> <p>(4)市(町村)は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、周辺市町村及び原子力事業者と相互に連絡をとりあうものとする。</p> <p>(5)市(町村)は、情報伝達に当たって、同報系防災無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適</p>	<p>原子力緊急事態宣言発出後は、現地においては原子力災害合同対策協議会の一員としての情報提供を行うものとする。</p> <p>本部及び現地本部における報道機関対応責任者、本部プレスセンター及び現地プレスセンターの設置場所、市(町村)の広報実施体制等を定めておくものとする。</p> <p>報道機関等が独自に収集した情報についても適宜活用することを考慮するものとする。</p>

計画	注
<p>切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p> <p>(6)市(町村)は、避難状況の確実な把握に向けて、市(町村)が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市(町村)の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。</p> <p>2.住民等からの問い合わせに対する対応</p> <p>市(町村)は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。</p> <p>第10節 自発的支援の受入れ等</p> <p>大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、市(町村)は、適切に対応する。</p> <p>1.ボランティアの受入れ</p> <p>市(町村)は、国、県及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意するとともに老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮し、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。</p> <p>2.国民等からの義援物資、義援金の受入れ</p> <p>(1)義援物資の受入れ</p>	

計画	注
<p>被災した市（町村）は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。</p> <p>（２）義援金の受入れ</p> <p>市（町村）は、県と十分協議の上、義援金の使用について定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。</p> <p>第 11 節 行政機関の業務継続に係る措置</p> <p>（１）避難対象区域を含む市（町村）は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。</p> <p>（２）避難対象区域を含む市（町村）は、あらかじめ定めた業務継続計画</p>	

計画	注
に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。	

市町村地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアル（原子力災害中長期対策）

計画	注
<p>第4章 原子力災害中長期対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。</p> <p>第2節 緊急事態解除宣言後の対応</p> <p>市（町村）は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。</p> <p>第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定</p> <p>市（町村）は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。</p> <p>第4節 放射性物質による環境汚染への対処</p> <p>市（町村）は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。</p>	<p>市（町村）は、原子力事業者等から原子力事業者防災業務計画で定められている災害復旧時の除染等に必要となる資機材の貸与及び要員の派遣について必要な手続き等についてあらかじめ定めるものとする。</p> <p>環境汚染への対処にあたっては、環境放射線モニタリングや個人の</p>

計画	注
<p>第5節 各種制限措置の解除</p> <p>市(町村)は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。</p> <p>第6節 災害地域住民に係る記録等の作成</p> <p>1. 災害地域住民の記録</p> <p>市(町村)は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。</p> <p>2. 災害対策措置状況の記録</p> <p>市(町村)は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。</p> <p>第7節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>(1)市(町村)は国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。</p> <p>(2)市(町村)は国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、</p>	<p>被ばく線量推定の結果などを踏まえることとする。</p> <p>住民等からの原子力損害に係る賠償の請求等に関しては、市町村において円滑な事務が推進されるように、記録票等の様式をあらかじめ定めておくこと。</p>

計画	注
<p>助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。</p> <p>(3) 市(町村)は県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。</p> <p>第8節 風評被害等の影響の軽減</p> <p>市(町村)は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。</p> <p>第9節 被災中小企業等に対する支援</p> <p>市(町村)は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。</p> <p>また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。</p> <p>第10節 心身の健康相談体制の整備</p> <p>市(町村)は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の</p>	<p>日本政策金融公庫等は、被災した中小企業を支援するため、災害復旧貸付により、運転資金、設備復旧資金の貸付を行っている。</p> <p>日本政策金融公庫は、被災農林漁業者に対し施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金を低利で融通している。</p>

計画	注
健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。	



## 別添 1 実用発電用原子炉以外の 原子力災害対策重点区域について

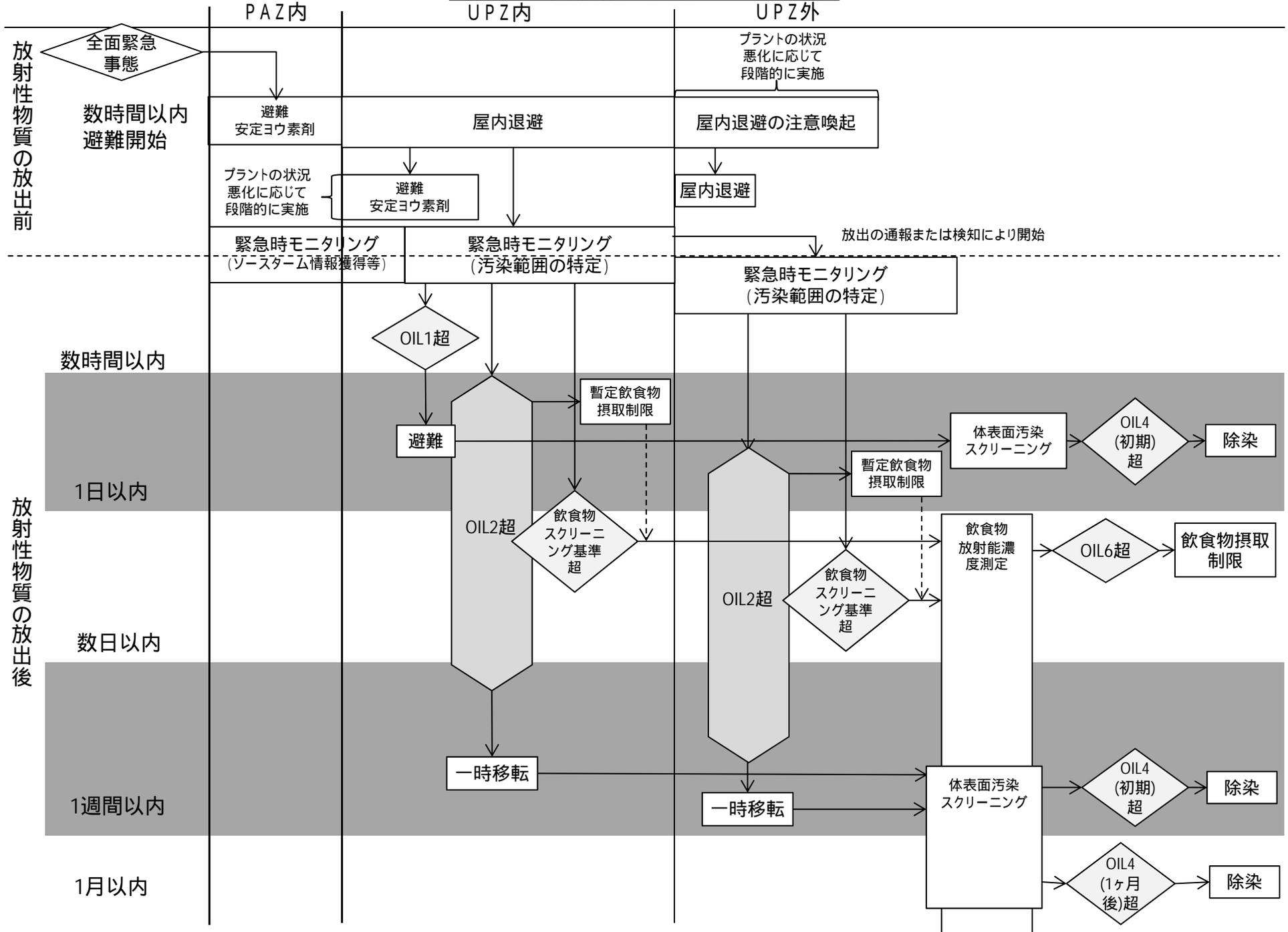
施設の種類の		重点区域の目安（半径）
研究開発段階にある原子炉及び 50MW より大きい試験研究の用に供する原子炉施設		約 8～10km（ 1 参照）
再処理施設		約 5km
試験研究の用に供する原子炉施設（50MW 以下）	熱出力 1kW	約 50m
	1kW < " 100kW	約 100m
	100kW < " 10MW	約 500m
	10MW < " 50MW	約 1500m
	特殊な施設条件等を有する施設	2 参照
加工施設及び臨界量以上の核燃料物質を使用する使用施設	核燃料物質（質量管理、形状管理、幾何学的安全配置等による厳格な臨界防止策が講じられている状態で、静的に貯蔵されているものを除く。）を臨界量（ 3 参照）以上使用する施設であって、以下のいずれかの状況に該当するもの ・不定形状（溶液状、粉末状、気体状）、不定性状（物理的・化学的工程）で取り扱う施設 ・濃縮度 5% 以上のウランを取り扱う施設 ・プルトニウムを取り扱う施設	約 500m
	それ以外の施設	約 50m
廃棄物埋設施設及び廃棄物管理施設		約 50m
使用済燃料中間貯蔵施設（ 4 参照）		約 50m（ 5 参照）

- 1 独立行政法人日本原子力研究開発機構「もんじゅ」「ふげん」の重点地域については、上記（ ）の実用発電用原子炉と同様とする。
- 2 特殊な施設条件等を有する施設及びその区域の目安
  - （ ） 独立行政法人日本原子力研究開発機構 J R R - 4 約 1 0 0 0 m
  - （ ） 独立行政法人日本原子力研究開発機構 H T T R 約 2 0 0 m
  - （ ） 独立行政法人日本原子力研究開発機構 F C A 約 1 5 0 m
  - （ ） 株式会社東芝 N C A 約 1 0 0 m
- 3 区域の目安についての技術的補足事項
 

臨界量は、水反射体付き均一UO<sub>2</sub>F<sub>2</sub>又はPu(NO<sub>3</sub>)<sub>4</sub>水溶液の最小推定臨界下限値から導出された量を用いる。

  - ・ウラン（濃縮度 5% 以上） 700g-<sup>235</sup>U
  - ・ウラン（濃縮度 5% 未満） 1200g-<sup>235</sup>U
  - ・プルトニウム 450g-<sup>239</sup>Pu
- 4 事業所外運搬用の輸送容器である金属製乾式キャスクを貯蔵容器として用いた施設に限る。
- 5 区域の目安の距離を約 5 0 メートルとする場合の施設からの距離の考え方については、金属キャスクを貯蔵する区域とする。

## 別添2 防護措置実施のフローの例



### 別添 3 緊急事態区分と E A L について

		現行の原災法等における基準を採用した当面の E A L	緊急事態区分における措置の概要
緊急事態区分	警戒事態	<b>原子力規制委員会初動マニュアル中の特別警戒事象を採用</b> ①原子力施設等立地道府県 <sup>※1</sup> において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ②原子力施設等立地道府県 <sup>※1</sup> において、大津波警報が発令 <sup>※2</sup> された場合 ③東海地震注意情報が発表された場合 <sup>※3</sup> ④原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等 <sup>※4</sup> ⑤その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。
	施設敷地緊急事態	<b>原災法10条の通報すべき基準を採用（一部事象については、全面緊急事態に変更）</b> ①原子炉冷却材の漏えい。 ②給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動。 ③蒸気発生器へのすべての給水機能の喪失。 ④原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失。 ⑤全交流電源喪失（5分以上継続）。 ⑥非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続。 ⑦原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下。 ⑧原子炉停止中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失。 ⑨原子炉制御室の使用不能。	P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難、等の防護措置を行う。

全面緊急事態	<p>原災法 15 条の原子力緊急事態宣言の基準を採用（一部事象については、原災法 10 条より変更）</p> <p>①原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができない。</p> <p>②原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失。</p> <p>③全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能。</p> <p>④原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達。</p> <p>⑤原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失。</p> <p>⑥原子炉を冷却する全ての機能が喪失。</p> <p>⑦全ての非常用直流電源喪失が 5 分以上継続。</p> <p>⑧炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知。</p> <p>⑨原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知。</p> <p>⑩残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が 1 時間以上継続。</p> <p>⑪原子炉制御室等の使用不能。</p> <p>⑫照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下。</p> <p>⑬敷地境界の空間放射線量率 <math>5 \mu\text{Sv/h}</math> が 10 分以上継続。<sup>※5</sup></p>	<p>P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>
--------	--	--

※1 北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、神奈川県、静岡県、新潟県、石川県、福井県、大阪府、岡山県、鳥取県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県。ただし、北海道については、後志総合振興局管内に限る。上斎原については、鳥取県も岡山県と同等の扱いとする。また、鹿児島県においては、薩摩川内市（甕島列島を含む）より南に位置する島嶼を除く。

※2 施設が津波の発生地域から内陸側となる、岡山県及び北海道太平洋沖に発令された場合を除く。

※3 中部電力株式会社浜岡原子力発電所を警戒事態の対象とする。

※4 想定される具体例は次のとおり。

- ・ 非常用母線への交流電源が 1 系統（たとえば、原子炉の運転中において、受電している非常用高圧母線への交流電源の供給が 1 つの電源）になった場合
- ・ 原子炉の運転中に非常用直流電源が 1 系統になった場合
- ・ 1 次冷却材中の放射性ヨウ素濃度が所定の値を超えた場合
- ・ 原子炉水位有効燃料長上端未満
- ・ 自然災害により以下の状況となった場合
  - ープラントの設計基準を超える事象
  - ー長期間にわたり原子力施設への侵入が困難になる事象

※5 落雷及び明らかに当該原子力施設以外の施設による放射性物質の影響がある場合は除く。

## 別添 4 O I L と防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>1</sup>			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>2</sup> )			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	線：40,000 cpm <sup>3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率) 線：13,000cpm <sup>4</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>2</sup> )			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 <sup>9</sup>	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h <sup>6</sup> (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>2</sup> )			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 <sup>7</sup>	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、 魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg <sup>8</sup>	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg		

- 1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。
- 2 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- 3 我が国において広く用いられている 線の入射窓面積が 20cm<sup>2</sup> の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm<sup>2</sup> 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- 4 3 と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm<sup>2</sup> 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- 5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- 6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- 7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、I A E A の G S G - 2 における O I L 6 値を参考として数値を設定する。
- 8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- 9 I A E A では、O I L 6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準である O I L 3、その測定のためのスクリーニング基準である O I L 5 が設定されている。ただし、O I L 3 については、I A E A の現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5 については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

別添5

原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(1/2)

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

緊急事態区分	警戒事態	PAZ(～概ね5km)				UPZ(概ね5～30km)				UPZ外(概ね30km～) 防護措置や協力が必要と判断された範囲に限る。			
		体制整備	情報提供	モニタリング 1	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング 1	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング 1	防護措置
		原子力 事業者	要員参集・情報収集・連絡体制の構築	・国へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-	-	-
公共 地方 団体	要員参集・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・平常時モニタリングの強化	【避難】 ・要援護者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)	要員参集・情報収集・連絡体制の構築	-	・平常時モニタリングの強化	-	要員参集・情報収集・連絡体制の構築	-	・緊急時モニタリングの準備のための調整	【避難】 ・要援護者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力	
国	要員参集・情報収集・連絡体制の構築 ・現地派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・自治体に要援護者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示	・自治体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	-	・自治体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの準備のための調整	【避難】 ・自治体に要援護者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力を要請	
(震災法10条の適用が想定される) 全国緊急事態(住民等)に対しては、 全国緊急事態(住民等)に必要と認められる措置を採用。	原子力 事業者	要員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	・自治体へ通報	-	-	-	-	-	-	
	公共 地方 団体	要員追加参集 ・国及び他の自治体に 応援要請	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について 住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの 実施 ・要援護者等の避難の 実施 ・避難準備(避難先、輸送 手段の確保等) 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備 (配布等)	要員参集・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について 住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの 実施 【屋内退避】 ・屋内退避準備	要員参集・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について 住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの 準備	【避難】 ・自治体に要援護者等の避難受け 入れ ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力		
	国	要員追加参集 ・現地派遣の 実施 ・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・緊急時モニタリングの 実施 ・緊急時モニタリングの 実施 ・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 支援	【避難】 ・自治体に要援護者等の 避難の実施を指示 ・自治体に避難準備(避 難先、輸送手段の確保 等)を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤 の服用準備(配布等)を 指示	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・緊急時モニタリングの 実施 ・緊急時モニタリングの 実施 ・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 支援	【屋内退避】 ・自治体に 屋内退避準備を指示	・自治体への参集要請	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 支援	【避難】 ・自治体に要援護者等の避難受け入れを要請 ・自治体に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への 協力を要請	
(震災法10条より適用) 全国緊急事態(住民等)に対しては、 全国緊急事態(住民等)に必要と認められる措置を採用。	原子力 事業者	要員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	・自治体へ通報	-	-	-	-	-	-	
	公共 地方 団体	要員追加参集	・住民等への情報伝達	・平常時モニタリングで取 置かれているモニタリング ポストによる測定	【避難】 ・避難の実施 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用 指示	要員参集・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの 実施 【屋内退避】 ・屋内退避の実施 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) 【防護措置基準に基づく防護措置への 対応】 ・避難一時移転、体表面除染の準備(避難一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等)への協力	要員参集・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの 実施	【避難】 ・避難の受け入れ 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難一時移転、体表面除染の準備(避難一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等)への協力	
	国	要員追加参集 ・現地追加派遣の 実施	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・緊急時モニタリングの 実施 ・緊急時モニタリングの 実施 ・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 支援	【避難】 ・自治体に避難の実施 (移動が困難な者の一時 退避を含む)を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤 の服用を指示	・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・緊急時モニタリングの 実施 ・緊急時モニタリングの 実施 ・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 支援	【屋内退避】 ・自治体に 屋内退避の実施を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備 (配布等)を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への 対応】 ・自治体に避難一時移転、体表面 除染の準備(避難一時移転先、輸送 手段、スクリーニング場所の確保等) を指示	・自治体への参集要請	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 支援	【避難】 ・自治体に避難の受け入れを要請 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難一時移転、体表面除染の準備(避難一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等)への 協力を要請

1...モニタリングに関しては、さらに検討を行った上で記載を追加・修正する。

原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを規定される措置等(2/2)

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		PAZ(～概ね5km) 2				UPZ(概ね5～30km)				UPZ外(概ね30km～)			
		体制整備	情報提供	モニタリング 1	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング 1	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング 1	防護措置
O I L	O I L 1	原子力事業者	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	-	-	-
		公共地方団体	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングを実施	【避難】 ・避難の実施	-	-	【避難】 ・(近)避難の実施	【避難】 ・(遠)避難の受入れ
		国	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・モニタリングの支援 ・緊急時モニタリングの支援	【避難】 ・避難範囲の決定 ・自治体に避難の実施(移動が困難な者の一時退避を含む)を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	【避難】 ・避難範囲の決定 ・(近)自治体に避難の実施を指示	【避難】 ・(遠)自治体に避難受入れを要請
	飲食物に係るスクリーニング基準	原子力事業者	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	-	-	-
		公共地方団体	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングを実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定
		国	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・モニタリングの支援 ・緊急時モニタリングの支援及び実施	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・自治体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援及び実施	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・自治体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示
	O I L 4	原子力事業者	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	スクリーニングへの協力	-	-	-	スクリーニングへの協力	-
		公共地方団体	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・スクリーニングの実施	【体表面除染】 ・体表面除染の実施	-	・住民等への情報伝達	・スクリーニングの実施	【体表面除染】 ・体表面除染の実施
		国	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・スクリーニング情報の収集・分析 ・スクリーニングの支援	【体表面除染】 ・体表面除染の実施の指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・スクリーニング情報の収集・分析 ・スクリーニングの支援	【体表面除染】 ・体表面除染の実施の指示
	O I L 2	原子力事業者	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	-	-	-
		公共地方団体	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングを実施	【一時移転】 ・一時移転の実施	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【一時移転】 ・(近)一時移転の実施 ・(遠)一時移転の受入れ
		国	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・自治体に一時移転の実施を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・(遠)自治体に一時移転の受入れを要請の実施を指示
O I L 6	原子力事業者	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	-	-	-	
	公共地方団体	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	
	国	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・個別の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を指示	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を指示	

2・・・緊急事態区分の全面緊急事態においてPAZ内は避難を実施していることが前提。